宇都宮ＭＩＣＥロゴマークの利用に関する取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は，宇都宮ＭＩＣＥロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な利用を確保し，その普及を促進するために必要な事項を定めるものとする。

（基本デザイン）

第２条　ロゴマークの基本デザインは，「宇都宮ＭＩＣＥロゴマークマニュアル」に定めるとおりとする。

（利用許可の申請）

第３条　ロゴマークの利用を希望する者は，利用許可申請書（様式第１号）を事前に一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）に提出し，その承諾を受けなければならない。なお，次の各号に該当する場合は，この限りではない。

(1)　新聞，テレビ，雑誌などの報道関係機関が報道目的に利用する場合

(2)　宇都宮市，一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会が実施する MICE 関連事業等を受託した企業及び団体が公的目的で利用する場合

(3)　宇都宮 MICE ネットワーク委員所属の団体が実施する MICE 関連事業や MICE 関連商品・サービス等の広報目的に利用する場合

(4)　その他会長が認める場合

（利用の許可）

第４条　会長は，前条の規定による申請について適当と認めたときは，利用の許可を決定し，宇都宮ＭＩＣＥロゴマーク利用許可書（様式第２号）を当該申請者に通知するものとする。

２　会長は，ロゴマークの使用に関し，必要があると認めるときは，前項の許可に条件を付すことができる。

（利用の期間）

第５条　ロゴマークの利用期間は，原則として許可決定の日から１年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし，会長が認めた場合はこの限りではない。

（利用許可の制限）

第６条　会長は，ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は，ロゴマーク利用を許可しないものとし，許可後であっても，許可を取り消すこととする。

⑴ 選挙活動又は宗教活動に使用するとき。

⑵ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

⑶ その他会長が適当でないと認めるとき。

（遵守事項）
第７条　ロゴマークの利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は，「宇都宮ＭＩＣＥロゴマークマニュアル」で定めた遵守事項のほか，下記の各号を遵守するものとする。
⑴ オリジナルデザインを改変しないこと。
⑵ ロゴマークを活用して作成した製作物を商標登録しないこと。

（利用内容の変更）
第８条　利用者が許可された内容について変更しようとする場合は，あらかじめ利用許可内容変更申請書（様式第３号）を会長に提出し，会長の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消）
第９条　会長はロゴマークの利用に関して，不適切な使用を行っていると判断する場合は利用許可を取り消すことができる。

（利用料）
第１０条　ロゴマークの利用料は無料とする。

（事故，苦情等の処理）
第１１条　ロゴマークを利用した製作物等に関する事故，苦情等が発生した場合は，利用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとし，一切の損害賠償責任は利用者が負う。

（情報の公開）
第１２条　会長は，ロゴの利用促進を図る観点から，ロゴの利用状況について情報を公開することができる。

（宇都宮 MICE ネットワーク委員の遵守事項）
第１３条　第６条第１項第３号の規定に基づきロゴを利用する者（以下「ネットワーク会員」という）については，第１１条から第１２条の規定を準用するものとする。
２ ネットワーク会員は，ロゴを利用した制作物等の完成品の提出（提出が困難な場合は写真等の提出）を行わなければならない。

（事務）
第１４条　この要綱に関する事務は，一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会 MICE 推進課が行う。

（補則）

第１５条　この基準に定めるもののほか，ロゴマークの使用に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附則 この基準は令和８年７月１日から施行する。